

神奈川県横須賀市 略式代執行の事例

- ・ 老朽危険空き家として、近隣住民から苦情と対処要望があったため、建物所有者・管理者を捜索したが所在不明で、放置状態が継続し、建物が半壊
- ・ 空家法施行後、固定資産税課税情報を入手したが、建物所有者を確知できないと判断
- ・ このまま放置すると当該空家が倒壊することは不可避で、強風の度に通勤通学路である前面道路に外壁等が飛散するおそれがあるなど緊急性が高いため、平成27年10月に略式代執行を実施

物件概要	建築年	・ 不明（未登記の建物）
	構造・面積等	・ 木造・平屋建て（延床面積：約60㎡）
	状態	・ 老朽化による倒壊のおそれあり ・ 強風の度に外壁材等の飛散あり
措置に至る経緯	きっかけ	・ 近隣住民からの苦情
	所有者の特定	・ 登記簿謄本、固定資産税の税情報
	立入調査	・ 建築指導課職員が調査
	特定空家の認定	・ 建築指導課内の協議により、国のガイドラインに照らし合わせて特定空家に該当すると判断
措置の経緯	所有者の確知	・ 平成27年5月 固定資産税税情報により所有者が確知できないと判断
	公告	・ 平成27年9月1日（期日：10月21日）
	略式代執行	同年10月26日
	解体工事完了	同年11月24日（延べ約20日）
	解体費用	・ 約150万円


 略式
代執行前

 略式
代執行後